

第6章 ひとり親支援
児童福祉
こどもの貧困対策
母子保健

1. ひとり親家庭の支援施策

(1) 母子・父子自立支援員の業務について

母子及び父子並びに寡婦福祉法

ひとり親家庭への支援の充実を図るため、平成21年度より母子自立支援員を1名配置しています。（法改正を受け、平成26年10月より「母子・父子自立支援員」へ改称）

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭の母又は父及び寡婦に対し相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを職務としています。

相談受付件数（母子）

（各年度末現在 単位：件）

相談区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活一般	就労	556	258	386	390	225
	その他	97	0	41	33	66
	小 計	653	258	427	423	291
児童	養育	28	7	46	34	24
	その他	23	4	13	10	2
	小 計	51	11	59	44	26
経済的 支援・ 生活 援護	母子福祉資金	209	47	151	141	65
	寡婦福祉資金	0	0	1	0	1
	その他	134	108	103	68	77
	小 計	343	155	255	209	143
その他	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）	0	0	0	0	0
	ひとり親家庭生活支援事業	-	-	-	-	-
	その他	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
合 計		1047	424	741	676	460

相談受付件数（父子）

（各年度末現在 単位：件）

相談区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活一般		4	4	16	11	2
児童		3	2	3	1	4
経済的支援・生活援護		18	10	4	5	7
その他		0	0	0	0	0
合 計		25	16	23	17	13

- 1 指導を必要としない軽微な事項については計上していません。
- 2 一世帯の相談であっても、2種以上の事項を含んでいる場合はそれぞれの欄に件数を計上しています。
- 3 各年度内に取り扱ったケースに対し接した延べ回数を計上しています。

(2) 自立支援教育訓練給付金事業

母子及び父子並びに寡婦福祉法 財源（国3/4：市1/4）

資格や技能を身に付けて就職をめざすひとり親家庭の母又は父に対して、厚生労働大臣指定対象教育講座を受講し修了した場合の教育訓練にかかった経費の一部を給付する制度です。

自立支援教育訓練給付金の実施状況

（各年度末現在 単位：人・円）

年度	人数	金額	教育訓練（資格）内容
令和3年度	4	249,868	介護職員初任者研修＋介護福祉士実務者研修1人 介護福祉士実務者研修1人 宅地建物取引士1人、医療事務1人
令和4年度	2	84,620	医療事務1人、介護福祉士実務者研修1人
令和5年度	3	1,254,576	看護師1人、医療事務1人 介護職員初任者研修1人
令和6年度	4	190,894	移動式クレーン運転士1人 介護福祉士実務者研修3人
令和7年度	3	176,440	宅地建物取引士1人、介護職員初任者研修1人、 介護福祉士1人

(3) 高等職業訓練促進給付金等事業

母子及び父子並びに寡婦福祉法 財源（国3/4：市1/4）

ひとり親家庭の母又は父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格（看護師、保育士、介護福祉士等）を取得するために養成機関に通う場合で、仕事又は育児と修業の両立が困難であると認められる者に対し、訓練促進給付金（月額10万円（最終学年は14万円）を限度）を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的にした制度です。

高等職業訓練促進給付金の実施状況（※修了支援金含む）（各年度末現在 単位：人・円）

年度	人数	金額	資格内容
令和3年度	14	15,711,500	看護師4人、保育士7人、歯科衛生士1人、 小学校教諭1人、美容師1人
令和4年度	17	20,011,500	看護師5人、保育士6人、小学校教諭1人、介護 福祉士1人、社会福祉士1人、作業療法士1人、 理学療法士1人、調理師1人
令和5年度	14	15,371,000	看護師3人、保育士3人、社会福祉士2人、作業 療法士1人、理学療法士1人、調理師1人、言語 聴覚士1人、美容師1人、鍼灸師1人
令和6年度	12	13,229,500	看護師2人、保育士2人、社会福祉士1人、作業 療法士1人、理学療法士1人、介護福祉士1人、 介護実務者研修1人、美容師1人、言語聴覚士1 人、宅地建物取引士1人
令和7年度	7	7,690,000	看護師2人、言語聴覚士1人、宅地建物取引士1 人、鍼灸師1人、デジタル分野等の民間資格2人

(4) 養育費に関する公正証書等作成費補助金(離婚前後家庭支援事業補助金)

母子及び父子並びに寡婦福祉法 財源 (国1/2 : 市1/2)

ひとり親に対し、ひとり親世帯で育つ子どもの生活の安定を図り、養育費の安定した確保を図ることを目的に養育費の取決めに係る公正証書等の作成費用の補助を行います。

※令和7年4月施行

(各年度末現在 単位：人)

令和7年度
2

(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業 (県事業)

母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子世帯の母、寡婦及び父子世帯の父が、技能習得のため通学するなど、自立促進のために必要な事由や冠婚葬祭、疾病などにより、一時的に介護、保育などのサービスが必要な世帯に、ヘルパーを派遣します。

日常生活支援事業申請受付状況

(各年度末現在 単位：人)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
12	25	36	25	12

(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付 (県事業)

母子及び父子並びに寡婦福祉法

児童（ここでは20歳未満）を扶養している母子家庭や父子家庭及び寡婦（子が20歳に達した者や子のいない寡婦で40歳以上）に対して資金の貸付を行うことにより、児童の福祉の増進や経済的自立の助成、生活意欲の助長などを図ることが目的です。

母子父子寡婦福祉資金 貸付決定状況

(各年度末現在 単位：人・円)

年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
区分	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	9	24,912,000	3	8,308,800	4	13,752,000	5	13,992,000	4	7,729,500
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	1	816,000	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	10	2,088,000	2	720,000	4	453,000	4	686,000	2	551,000
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	1	163,000	0	0	0	0	1	80,000	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	21	27,979,000	5	9,028,800	8	14,205,000	10	14,758,000	6	8,280,500

※各年度における貸付決定者数と貸付決定の総額であり、貸付継続者を含みません。

(7) 児童扶養手当

児童扶養手当法 財源（国1/3：市2/3）

①父母の離婚などにより父親又は母親と生計を共にしていない児童を養育する母や父、②父又は母が身体などに重度の障がいがある児童の母や父、③母や父に代わってその児童を養育している方に対し、児童のすこやかな成長を願って支給される手当です。外国人の方についても支給の対象となります。

また、父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項又は第10条の2の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童についても児童扶養手当の支給対象となります。

令和元年11月から、支払回数が年3回から年6回になりました。

令和3年3月から、児童扶養手当法の一部改正により、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

児童扶養手当月額

（単位：円）

		令和2年4月改定（令和3年改定なし）	令和4年4月改定	令和5年4月改定	令和6年4月改定	令和7年4月改定
対象児童数	全部支給者	43,160	43,070	44,140	45,500	46,690
	一部支給者	43,150～10,180	43,060～10,160	44,130～10,410	45,490～10,740	46,680～11,010
	2人目	上記に10,190～5,100加算	上記に10,170～5,090加算	上記に10,420～5,210加算	上記に10,750～5,380加算	上記に11,020～5,520加算
	3人以上	上記に1人につき6,110～3,060加算	上記に1人につき6,100～3,050加算	上記に1人につき6,250～3,130加算	上記に1人につき6,450～3,230加算	※令和6年11月より3人以上の加算額が2人目加算額と同額。

※所得により額が決まり、限度額を超えると支給されません。

※手当受給開始から5年が経過した時点において、特別な理由なく就業していない場合は手当が減額されます。

児童扶養手当支給状況

（各年度末現在）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給者数（人）		1,611	1,573	1,548	1,528	1,463
再掲	母子世帯（養育者世帯含む）	1,496	1,458	1,435	1,432	1,381
	父子世帯	115	115	113	96	82
支給額（円）		861,370,760	846,244,530	859,828,530	878,234,640	883,844,580
再掲	母子世帯（養育者世帯含む）	805,905,290	792,056,820	802,699,800	825,501,390	836,466,930
	父子世帯	55,465,470	54,187,710	57,128,730	52,733,250	47,377,650

(8) 母子及び父子家庭等医療費助成制度

宜野湾市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例 財源（県1/2：市1/2）

母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。

受給者数および支給状況

(各年度末現在)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給者数 (人)	母子家庭	母	1,795	1,492	1,482	1,493	1,440
		児童	2,869	569	581	522	1
	父子家庭	父	158	140	135	115	100
		児童	265	65	70	56	0
	養育者家庭	養育者	—	—	—	10	10
		児童	17	2	4	5	0
	合 計	父母等	1,953	1,632	1,617	1,618	1,550
		児童	3,151	636	655	583	1
支給状況	件数(月)※		16,086	12,263	12,036	12,239	11,655
	金 額(円)		50,772,981	42,387,741	39,264,146	40,627,687	40,193,461

※「件数」は、1回の申請あたりの対象者ごとの診療月数の合計です。

※令和3年度の受給者数は、年度末に18歳到達した人も含む。

※令和4年度以降の児童数は、こども医療費助成事業の年齢拡大に伴い、16歳から18歳のみの数となっています。

※令和6年度より、養育者本人へ助成対象を拡大しています。

※令和7年10月より、こども医療費助成事業の年齢拡大に伴い、16歳から18歳までの児童はこども医療費へ移動しています。

(9) ひとり親家庭こどもの生活・学習支援事業（ひとり親家庭等生活向上事業）

財源（県3/4：市1/4）

大学生ボランティア団体との協働により、ひとり親家庭の中学生を対象に学習習慣の定着と安心できる居場所づくりを目的として実施しています。

開催回数及び参加延べ児童数

(各年度末現在 単位：回・人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数	52	92	102	96	91
参加延べ児童数	234	590	660	626	747

2. 女性の福祉

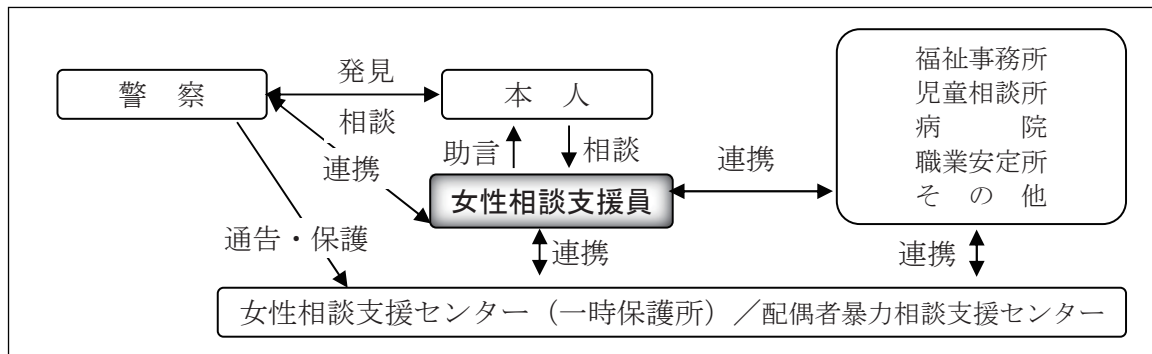
女性相談事業

根拠法令：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 第11条

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第8条の3

財源：困難な問題を抱える女性支援推進等事業費補助金（国1/2・市1/2）

県の関係機関と連携を密にとりながら困難な問題を抱える女性の早期発見、調査、支援等を行います。また、DV被害者の自立支援を図り、福祉の向上に努めます。



宜野湾市における女性相談件数

（各年度末現在 単位：件）

相談の種類		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
DV被害	新規		66	81	55	84	54
	再来		101	114	88	122	72
	合計		167	195	143	206	126
離婚問題	新規		17	14	14	16	18
	再来		7	6	16	5	19
	合計		24	20	30	21	37
生活困窮	新規		2	0	1	2	5
	再来		2	1	3	1	1
	合計		4	1	4	3	6
その他	新規		45	34	36	19	33
	再来		50	41	42	26	48
	合計		95	75	78	45	81
合計	新規		130	129	106	121	110
	再来		160	162	149	154	140
	合計		290	291	255	275	250
相談 延べ件数	新規		131	129	106	121	112
	再来		807	751	696	960	938
	合計		938	880	802	1081	1050

宜野湾市における女性相談件数（年代別）

（各年度末現在 単位：件）

年代	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
20代未満		9 3%	3 1%	6 2%	3 1%	9 4%
20代		48 16%	49 17%	51 20%	57 20%	51 20%
30代		90 31%	98 33%	79 31%	81 29%	66 26%
40代		75 26%	82 28%	65 25%	73 27%	63 25%
50代		28 10%	34 12%	34 13%	35 13%	32 13%
60代以上		21 7%	14 5%	15 6%	13 5%	17 7%
不明		19 7%	11 4%	5 2%	13 5%	12 5%
合計		290 100%	291 100%	255 100%	275 100%	250 100%

3. 児童の福祉

児童（18歳未満）が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう次の事業を実施しています。

- (1) 家庭児童相談室の設置 宜野湾市家庭児童相談室設置運営要綱
 昭和49年11月5日訓令第23号
 財源：児童虐待防止対策等総合支援事業：国1/2・市1/2
 子ども・子育て支援交付金：国2/3・県1/6・市1/6

近年の社会情勢の変動に伴う家庭生活の変化は家庭における児童養育にも大きく影響し、児童虐待や児童の非行等、種々の社会問題の要因となっています。

児童の人格形成にきわめて大きな影響を及ぼす家庭生活が円滑に維持できるよう家庭児童相談室を設置し、家庭の諸問題から発生する児童の福祉に関する相談に応じ、児童相談所及び学校など関係機関との連携をとり、家庭児童の福祉の向上に努めています。

児童相談経路別受付件数（実数）

（各年度末現在 単位：件）

相談の経路 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児 童 相 談 所	183	162	141	183	213
都道府県の福祉機関・その他	6	1	13	12	4
市町村の福祉機関・その他	225	313	307	237	173
保育所・児童福祉施設	16	18	31	19	23
警 察 等	238	246	280	228	185
医 療 機 関	16	16	21	4	19
教育委員会・学校関係	88	76	142	94	128
家 族 ・ 親 戚	95	72	98	109	86
近 隣 ・ 知 人	11	13	6	5	4
そ の 他	16	14	26	35	74
合 計	894	931	1065	926	909

児童相談種類別受付件数（実数）

（各年度末現在 単位：件）

相談の経路 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児 童 虐 待	113	114	135	190	152
そ の 他 の 養 護 相 談	165	211	241	256	201
保 健 相 談	0	0	2	0	2
* 障 が い 相 談	6	2	7	12	5
非 行 相 談	5	5	8	12	9
* 育 成 相 談	53	36	80	50	24
そ の 他 の 相 談	552	563	592	406	516
合 計	894	931	1065	926	909

*上記の件数は、当該年度の相談実数です。

障がい・育成相談の内容

*障がい相談

- ①肢体不自由相談 ②視聴覚障がい相談 ③言語発達障がい等相談
 ④重症心身障がい相談 ⑤知的障がい相談 ⑥発達障がい相談

*育成相談

- ①性格行動相談 ②不登校相談 ③適正相談 ④育児・しつけ相談

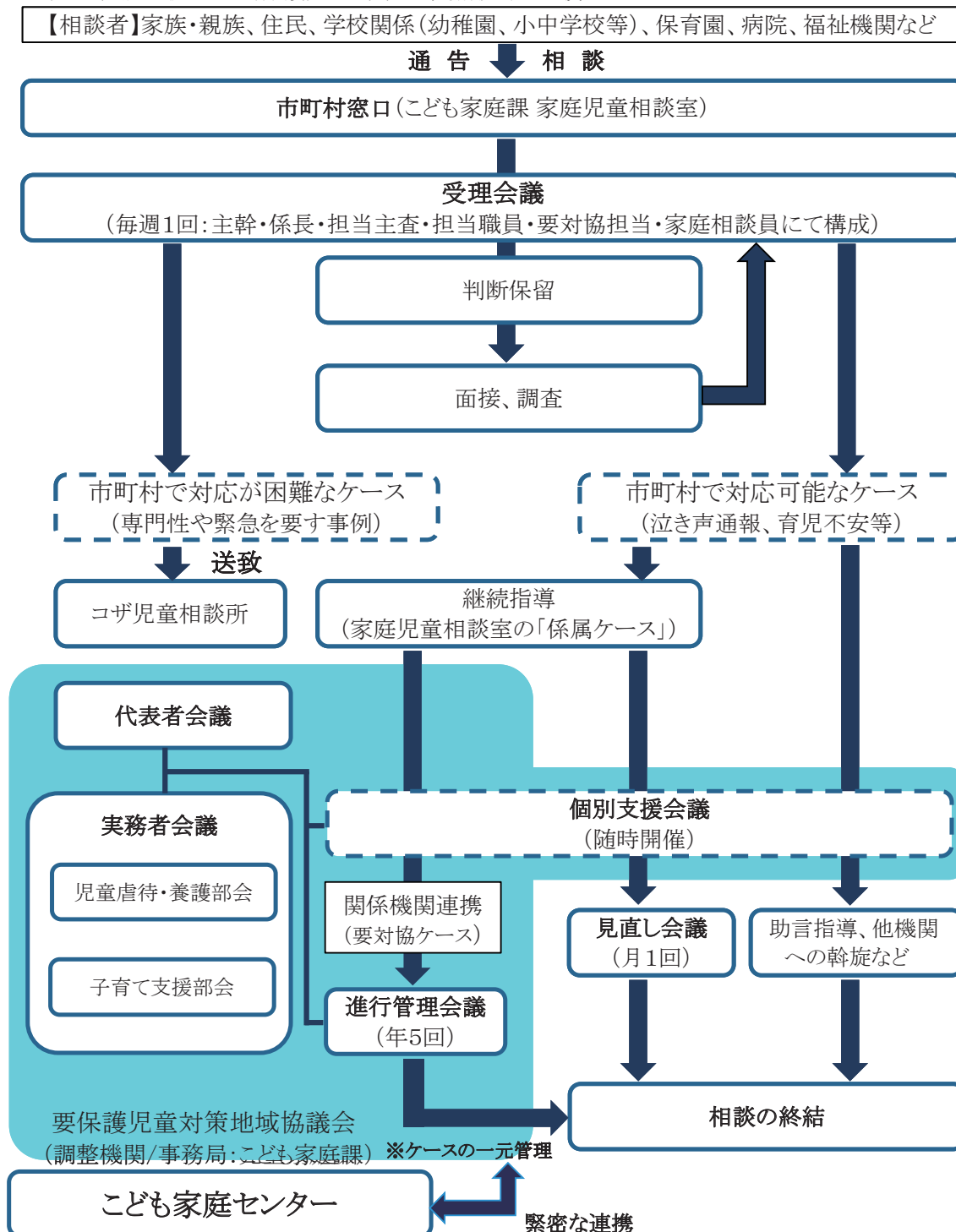
(2) 要保護児童対策地域協議会(じのーんキッズ安心ネット)の設置 (平成19年5月30日設置)

根拠法令等：児童福祉法第25条の2 / 宜野湾市要保護児童対策地域協議会運営要綱

財源：子ども・子育て支援交付金：国1/3・県1/3・市1/3

深刻な社会問題となっている児童虐待やいじめ、不登校、非行などで悩んでいる子ども達やその保護者を地域で支援し、守っていくためのネットワークで児童虐待はもとより、非行や不登校、障害等の相談を包括し、関係機関の円滑な連携・協力のもと適切な支援が行えることを目的としています。また、同協議会は代表者会議、実務者会議（児童虐待・養護部会、子育て支援部会）及び個別支援会議と役割別の会議を置き、情報交換や実態把握、啓蒙活動などを行うとともに、支援を要する児童の進行管理会議を実施し、進捗確認や援助方針の見直しを定期的に行います。

※児童相談の流れと要保護児童対策地域協議会の連携



宜野湾市における児童虐待相談件数（実数）

（各年度末現在 単位：件）

年度 虐待の種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体的虐待	36	48	52	106	71
ネグレクト	8	28	22	15	67
性的虐待	0	2	0	3	1
心理的虐待	69	36	61	66	13
合計	113	114	135	190	152

*当該年度の新規相談受付のみの件数となっています。

（３）養育支援訪問事業

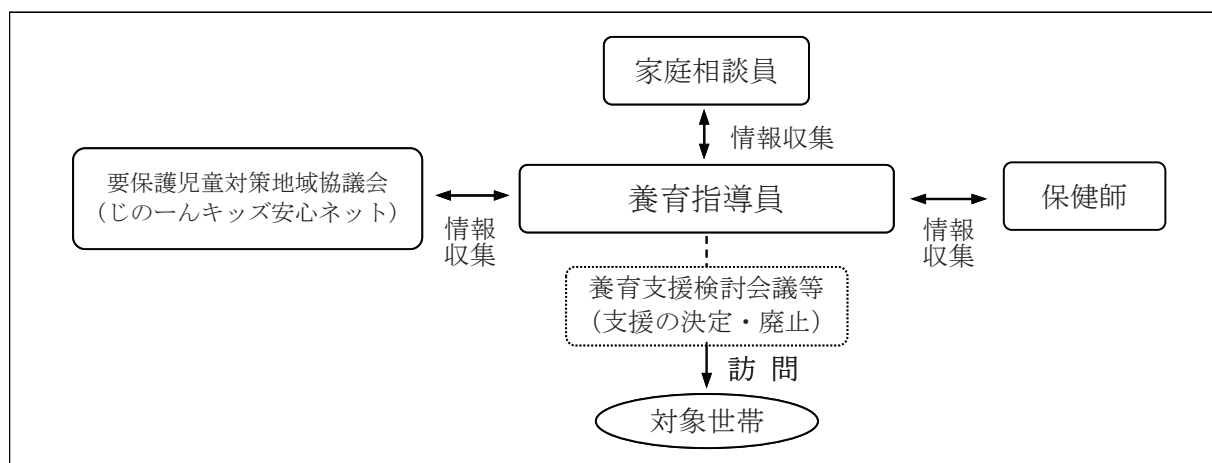
事業開始：平成17年4月1日

根拠法令等：児童福祉法第6条の3第5項

宜野湾市養育支援訪問事業実施要綱

財源：子ども・子育て支援交付金（国1/3・県1/3・市1/3）

本来、児童の養育について支援が必要でありながら積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階において、訪問による支援を実施します。その支援を経て、当該家庭において安定した児童の養育が可能になるよう、また、育児不安への早期対応に努めていきます。養育支援をすることによって、育児の負担軽減、児童虐待の未然防止を図ります。



養育支援訪問事業における家庭訪問件数（世帯実数）

（各年度末現在）

世帯の種類	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
産褥期不安を抱える世帯		16	13	10	8	14
児童虐待リスクを抱える世帯		10	5	5	5	4
家庭養育上の問題を抱える世帯		2	7	4	0	3
児童養育施設退所後の支援世帯		0	0	0	0	0
若年母子等		2	3	1	0	1
世帯数合計		28	28	20	13	22
訪問指導延べ件数		339	419	543	753	300
訪問内訳 (再掲)	育児・家事援助	13	60	35	—	—
	専門的相談支援	326	359	508	753	300

※法改正により、令和6年度から育児・家事援助は養育支援訪問事業から除かれています。

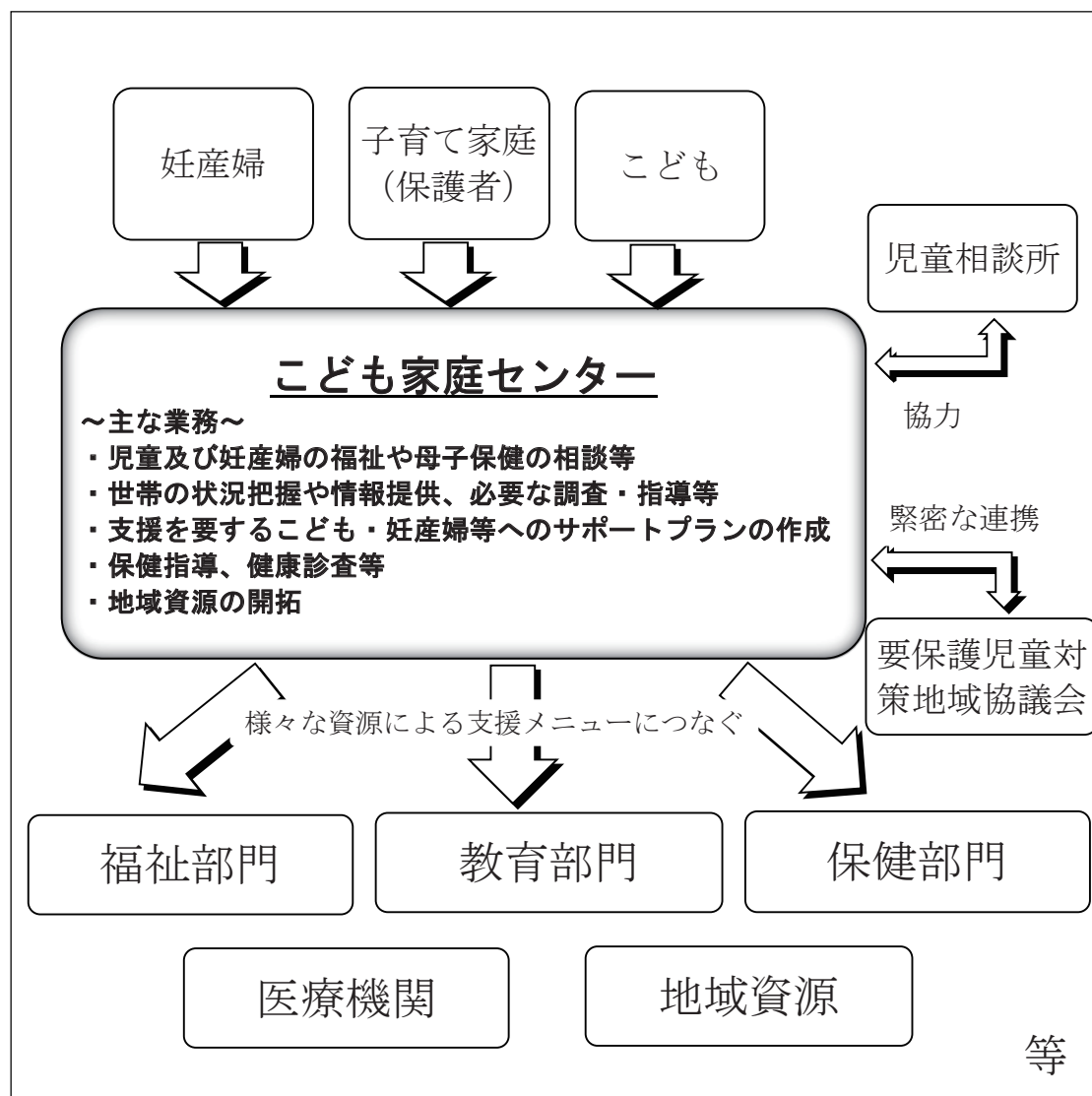
(4) こども家庭センター

宜野湾市こども家庭センター設置要綱

令和6年3月29日告示第38号

財源：子ども・子育て支援交付金：国2/3・県1/6・市1/6

「こども家庭センター」は従来の「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としています。宜野湾市では令和6年度より市役所本庁舎2階に開設しています。



※サポートプランとは・・・

支援が必要な妊産婦、子ども及び子育て家庭に対して、母子保健と児童福祉の両面からその家庭の状況やニーズを丁寧に把握し、支援が必要な方と一緒に作成する個別の支援計画になります。

年 度	令和6年度	令和7年度
作成件数	12件	6件

(5) 助産の実施について 児童福祉法第22条 (財源：国1/2：県1/4：市1/4)

保健上必要があるのにも関わらず、経済的理由（原則として市町村民税非課税世帯）により入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させて、助産を受けさせる制度です。市町村民税の課税状況によって費用徴収(自己負担)があります。

助産の実施状況（県立病院の入所者は除く） (各年度末現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施件数	4	4	5	9	6
措置費	1,350,435	1,226,205	1,828,185	2,535,195	2,460,237

※県立病院に入所の場合は市の措置費の負担がありません。（財源：国1/2：県1/2）

※県内の助産利用可能な私立病院等は、沖縄赤十字病院、那覇市立病院、沖縄協同病院、南部徳洲会病院、琉球大学病院の5病院です。（令和7年度末時点）

(6) 特別児童扶養手当（国事業）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童について、手当を支給し児童の福祉の増進を図るための制度です。

特別児童扶養手当月額 (単位：円)

	令和2年4月改定 (令和3年改定なし)	令和4年4月改定	令和5年4月改定	令和6年4月改定	令和7年4月改定
1級該当の児童1人につき	52,500	52,400	53,700	55,350	56,800
2級該当の児童1人につき	34,970	34,900	35,760	36,860	37,830

※所得による支給の制限があります。

受給者数 (各年度12月末現在 単位：人)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給者数	654	712	746	833	890

※支給は国が行います。

(7) 宜野湾市短期入所生活援助（ショートステイ）事業

児童福祉法第6条の3第3項 財源（国1/3：県1/3：市1/3）

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合又は経済的な理由等により緊急一時的に児童を保護することが必要になった場合等に、児童養護施設等において養育及び保護を行います。

利用実施状況

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用延べ日数	14日	12日	10日

(8) 宜野湾市子育て世帯訪問支援事業

児童福祉法第6条の3第19項 財源(国1/3:県1/3:市1/3)

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等
がいる家庭の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、これらの家庭
の家事・子育て等を支援します。(令和7年10月より実施)

利用実施状況

年 度	令和7年度
利用延べ人数	42

(9) 児童手当

児童手当法 財源(国2/3 県1/6 市1/6) 県1/6 市1/6)

※3歳未満被用者は国37/45 県4/45 市4/45

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

■支給対象：15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方

児童の年齢	児童手当月額（児童1人当たり）
3歳未満	一律15,000円
3歳～小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円
所得制限限度額以上世帯	一律 5,000円（R4年度より上限限度額未満の世帯のみ）

↓（令和6年10月分より制度改正）

児童手当法 財源(国7/9 県1/9 市1/9)

※3歳未満被用者は国 1 県 0 市 0

※3歳未満非被用者は国13/15 県1/15 市1/15

■支給対象：18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方

3歳未満	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳～高校生年代	10,000円（第3子以降は30,000円）

児童手当支給状況

（年度末現在）

		令和3年度 (令和3年2月分 ～令和4年1月分)		令和4年度 (令和4年2月分 ～令和5年1月分)		令和5年度 (令和5年2月分 ～令和6年1月分)		令和6年度 旧(令和6年2月分 ～令和6年9月分)		令和6年度 新(令和6年10月分 ～令和7年1月分)		令和7年度 旧(令和6年9月 以前の分)		令和7年度 新(令和7年2月分 ～令和8年1月分)			
		延児童数(人)	支給額(千円)	延児童数(人)	支給額(千円)	延児童数(人)	支給額(千円)	延児童数(人)	支給額(千円)	延児童数(人)	支給額(千円)	延児童数(人)	支給額(千円)	延児童数(人)	支給額(千円)		
児童手当	3歳未満																
	被用者	第1・2子	27,384	410,760	26,694	400,410	25,557	383,355	16,440	246,600	6,044	90,660	0	0	17,245	258,675	
		第3子以降									2,086	62,580			5,971	179,130	
		計	27,384	410,760	26,694	400,410	25,557	383,355	16,440	246,600	8,130	153,240	0	0	23,216	437,805	
	非被用者	第1・2子	7,554	113,310	7,117	106,755	6,519	97,785	3,939	59,085	1,264	18,960	8	120	3,575	53,625	
		第3子以降									629	18,870			1,829	54,870	
		計	7,554	113,310	7,117	106,755	6,519	97,785	3,939	59,085	1,893	37,830	8	120	5,404	108,495	
	小計	34,938	524,070	33,811	507,165	32,076	481,140	20,379	305,685	10,023	191,070	8	120	28,620	546,300		
	3歳～小学校修了前																
	被用者	第1・2子	68,317	683,170	67,934	679,340	66,153	661,530	42,957	429,570	22,654	226,540	0	0	65,607	656,070	
		第3子以降	17,227	258,405	17,239	258,585	17,302	259,530	11,478	172,170	6,551	196,530	0	0	19,651	589,530	
		計	85,544	941,575	85,173	937,925	83,455	921,060	54,435	601,740	29,205	423,070	0	0	85,258	1,245,600	
	非被用者	第1・2子	21,545	215,450	20,794	207,940	20,336	203,360	13,251	132,510	6,739	67,390	20	200	19,108	191,080	
		第3子以降	6,831	102,465	7,027	105,405	6,932	103,980	4,370	65,550	2,367	71,010	0	0	7,254	217,620	
		計	28,376	317,915	27,821	313,345	27,268	307,340	17,621	198,060	9,106	138,400	20	200	26,362	408,700	
	小計	113,920	1,259,490	112,994	1,251,270	110,723	1,228,400	72,056	799,800	38,311	561,470	20	200	111,620	1,654,300		
	中学生										中学生～ 高校生年代		中学生		中学生～ 高校生年代		
	被用者	第1・2子	24,975	249,750	25,559	255,590	26,107	261,070	17,380	173,800	16,452	164,520	0	0	49,150	491,500	
		第3子以降									1,704	51,120			6,184	185,520	
		計	24,975	249,750	25,559	255,590	26,107	261,070	17,380	173,800	18,156	215,640	0	0	55,334	677,020	
		非被用者	第1・2子	9,840	98,400	9,434	94,340	9,543	95,430	6,440	64,400	5,794	57,940	0	0	17,110	171,100
			第3子以降									641	19,230			2,266	67,980
	小計	34,815	348,150	34,993	349,930	35,650	356,500	23,820	238,200	24,591	292,810	0	0	74,710	916,100		
	合計	183,673	2,131,710	181,798	2,108,365	178,449	2,066,040	116,255	1,343,685	72,925	1,045,350	28	320	214,950	3,116,700		
	特例給付 (令和6年10月分より 所得制限撤廃)	3歳未満															
被用者		686	3,430	422	2,110	290	1,450	187	935	—	—	7	35	—	—		
非被用者		115	575	124	620	75	375	29	145	—	—	0	0	—	—		
小計		801	4,005	546	2,730	365	1,825	216	1,080	—	—	7	35	—	—		
3歳～小学校修了前																	
被用者		第1・2子	2,918	14,590	1,826	9,130	1,368	6,840	878	4,390	—	—	4	20	—	—	
		第3子以降	868	4,340	485	2,425	307	1,535	221	1,105	—	—	0	0	—	—	
		計	3,786	18,930	2,311	11,555	1,675	8,375	1,099	5,495	—	—	4	20	—	—	
		非被用者	第1・2子	492	2,460	354	1,770	180	900	99	495	—	—	0	0	—	—
			第3子以降	204	1,020	144	720	46	230	19	95	—	—	0	0	—	—
小計		4,482	22,410	2,809	14,045	1,901	9,505	1,217	6,085	—	—	4	20	—	—		
中学生																	
被用者		1,634	8,170	1,117	5,585	940	4,700	637	3,185	—	—	0	0	—	—		
非被用者		265	1,325	234	1,170	120	600	71	355	—	—	0	0	—	—		
小計		1,899	9,495	1,351	6,755	1,060	5,300	708	3,540	—	—	0	0	—	—		
合計		7,182	35,910	4,706	23,530	3,326	16,630	2,141	10,705	令和6年度計		11	55	令和7年度計			
総合計		190,855	2,167,620	186,504	2,131,895	181,775	2,082,670	118,396	1,354,390	191,321	2,399,740	39	375	214,989	3,117,075		

（１０）こども医療費助成事業（宜野湾市こども医療費助成に関する条例）

次代を担うこどもたちが発育・発達をめざましい大切な時期に安心して必要な医療が受けられるよう医療費を助成します。

※こども医療費助成対象年齢 財源（県補助1/2・市負担1/2） 令和元年度より特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用
令和7年度の高校生年代分は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用

	県補助対象	市
入院	中学校卒業まで	中学校卒業まで（～令和7年9月） 高校生年代まで（令和7年10月～）
通院	就学前児まで（～令和4年3月） 中学校卒業まで（令和4年4月～）	小学校卒業まで（～令和4年3月） 中学校卒業まで（令和4年4月～） 高校生年代まで（令和7年10月～）
1,000円一部負担金	無	無
所得制限	無	無

（各年度末 単位：人・円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
0歳～中学生 入通院 （補助事業）	助成延べ人数	70,805	94,091	103,403	103,300	助成件数	220,128
	支給額	247,757,679	374,912,041	457,192,545	475,148,712	支給額	456,934,824
高校生年代 入通院 （政策事業）	助成延べ人数	—	—	—	—	助成件数	7,089
	支給額	—	—	—	—	支給額	20,175,519
合計						受給者数 （1月末現在）	19,590
	助成延べ人数	70,805	94,091	103,403	103,300	助成件数	227,217
	支給額	247,757,679	374,912,041	457,192,545	475,148,712	支給額	477,110,343

※1 助成延べ人数 1人1月毎の、通院、入院の合計

※2 助成件数 1人1月毎の、医療機関・調剤薬局毎の、通院、入院の合計

（１１）こども医療費助成等貸付事業（宜野湾市こども医療費助成等貸付事業要綱）

こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こども（中学生まで）の健全な育成を図るため、医療費の支払いが困難な者に対し、医療費の貸付を行います。

※こども医療費助成等貸付事業対象者及び対象年齢

- ・宜野湾市こども医療費助成事業による助成が受けられる者
- ・宜野湾市母子及び父子家庭等医療費助成事業による助成が受けられる者（令和3年度まで）
- ・宜野湾市重度心身障害者（児）医療費助成事業による助成が受けられる者

（各年度末 単位：件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請件数	0	0	0	0	0

4. こどもの貧困緊急対策事業

平成27年度に沖縄県が行った「子どもの貧困実態調査」において、沖縄県内のこどもの貧困率が全国平均の約2倍にあたる29.9%と発表され、貧困がこどもの成長に及ぼす影響や貧困の連鎖を防ぐ取り組みが急務となりました。

平成28年度から、この深刻な沖縄の現状に対応するために打ち出された内閣府の「沖縄こどもの貧困緊急対策事業補助金」を受け、沖縄県や各市町村において、こどもの貧困対策支援員配置事業やこどもの居場所の運営支援事業など、様々な事業が実施されています。

本市では、こどもの貧困対策は世帯全体への支援も必要であるとの考えから生活困窮者自立支援制度と連携し取り組んでおりましたが、令和7年度のこども部創設に伴いこども家庭課へ業務再編が行われ、こども支援の連携体制をより一層強化し、切れ目のない支援に取り組みます。

(1) こどもの貧困対策支援員（こども支援員）配置事業

こども支援員は、こどもの貧困に関する各地域の現状を把握し、学校やこども支援関係機関との情報共有や、こども及び世帯を適切な行政支援につなげるための調整を行うことを目的として配置されています。

本市においては、4中学校圏域に各1名ずつこども支援員を配置し、こどもの居場所や児童センター、学校等を巡回しながらのこどもの現状把握や、こどもの居場所の運営支援、制服・式服等リサイクルシステム作りなど、地域でこども支援体制を作る取組みを実施しています。

また、令和6年度まで実施していた青少年の自立支援事業「出前こどもの居場所」は、令和7年度より新たに開始した「宜野湾市学習・就労支援体制強化事業（就労支援）」へ移行しました。

利用延べ人数（人）

出前こどもの居場所 (青少年の自立支援)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	※令和7年度より 「学習・就労支援 体制強化事業（就 労支援）」へ移行。
	75	521	195	242	

(2) 拠点型こどもの居場所運営事業（委託事業）

拠点型こどもの居場所は、地域の一般的な居場所では対応が困難なこどもおよびその保護者を対象にした居場所です。福祉的な相談援助をはじめ、家庭的な雰囲気のもとで食事支援や衛生保持等の生活支援、学習支援、キャリア形成支援等を提供し、こどもの将来の自立を促すことを目的としています。

本事業は令和6年度より民間団体へ委託して実施しており、地域の実情に即した柔軟かつきめ細やかな支援を可能とし、支援者との信頼関係の構築や継続的な関わりを通じて、こども一人ひとりに寄り添った支援が展開されており、民間団体の専門性や地域との連携を活かすことで、こどもと保護者にとって安心できる居場所を提供しています。

(3) ボランティア団体が運営するこどもの居場所運営支援補助金事業

市内のこどもの居場所を運営するボランティア団体等に対して補助金を交付し、「地域のこどもは地域で育てる」をコンセプトに、安心安全な居場所の提供、宿題等の学習支援、食事の提供などの活動を行い、生活困窮世帯に限らず地域のこどもが誰でも自由に入出りできる居場所づくりを行っています。

補助金交付団体数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	3団体	7団体	9団体	16団体	17団体

令和7年度こどもの居場所運営支援補助金を活用するこどもの居場所

	団体名	居場所名
1	困窮サポートゆくる	こどもカフェくちやぐわーハウス
2	野嵩3区がじゅまる子ども食堂	野嵩3区がじゅまる子ども食堂
3	普天間一区自治会	普天間一区子どもの居場所
4	こども食堂だんらん	こども食堂だんらん
5	普天間三区自治会	普天間三区子ども居場所
6	子ども食堂かなとん家	子ども食堂かなとん家
7	こどもカフェひかり	こどもカフェひかり
8	一般社団法人じのん子どもの家	じのん子どもの家
9	真志喜区地域支え合い活動委員会	ましき寺小屋
10	にじいろかかず	にじいろかかず
11	一般社団法人ほしおかプロジェクト	みんなの居場所～Love my self～
12	我如古区青少年育成塾「ゆ～でいき家～」	我如古区青少年育成塾「ゆ～でいき家～」
13	子ども食堂なかよし	子ども食堂なかよし
14	NPO法人沖縄社会教育サポート	子ども食堂M
15	神塾宜野湾	神塾宜野湾
16	中原区自治会	中原区子ども居場所
17	株式会社スマイルホーム	夢の箱こどもカフェ

(4) こどもの居場所連絡会運営事業

市内で活動するこどもの居場所やこども支援団体等でネットワークを形成し、個々の居場所における課題の共有や解決に向けた意見交換等を行う居場所の連絡会を開催します。また、地域の企業等からの寄附寄贈やボランティア等の支援の申し出に対する窓口機能を担うとともに、支援を希望するこどもの居場所とのマッチングを行い、地域社会とのつながりの促進と居場所の機能強化を図ります。

(5) こどもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援制度任意事業）

財源（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：国補助1/2、市負担1/2）

※沖縄県子どもの貧困対策推進交付金（～R3） ※普天間未来基金を活用（R5～）

通塾事業は、教育環境に課題を抱える生活困窮世帯等のこどもを対象に、貧困の連鎖防止のため、一般塾への通塾で学習支援を通じた基礎学力の向上、学校長期休み等に様々な体験ができる場の提供、高校進学に向けた情報提供等を行うことで、こどもたちの健全な育ちを支援することを目的に実施しています。

利用生徒の状況

単位：人

	令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度					令和7年度				
利用者数	総数					総数					総数					総数					総数				
	内訳					内訳					内訳					内訳					内訳				
	中1	中2	中3	過卒		中1	中2	中3	過卒		中1	中2	中3	過卒		中1	中2	中3	過卒		中1	中2	中3	過卒	
	49	3	7	39	0	32	0	4	28	0	37	4	4	29	0	45	2	8	35	0	60	1	5	53	1
高校合格者数	39					28					29					35					54				
合格率	100%					100%					100%					100%					100%				

※合格率＝高校合格者数／（中3＋過卒）×100

(6) 宜野湾市学習・就労支援体制強化事業（就労支援）

財源（沖縄こどもの貧困緊急対策事業：国補助10/10）

中学卒業後進路未決定となる可能性のある不登校等の中学生や、概ね18歳までの無業等のこどもを対象に、個々の状況に応じた体験活動や就労体験等の伴走支援を行うことにより、就労等の自立支援を実施しています。

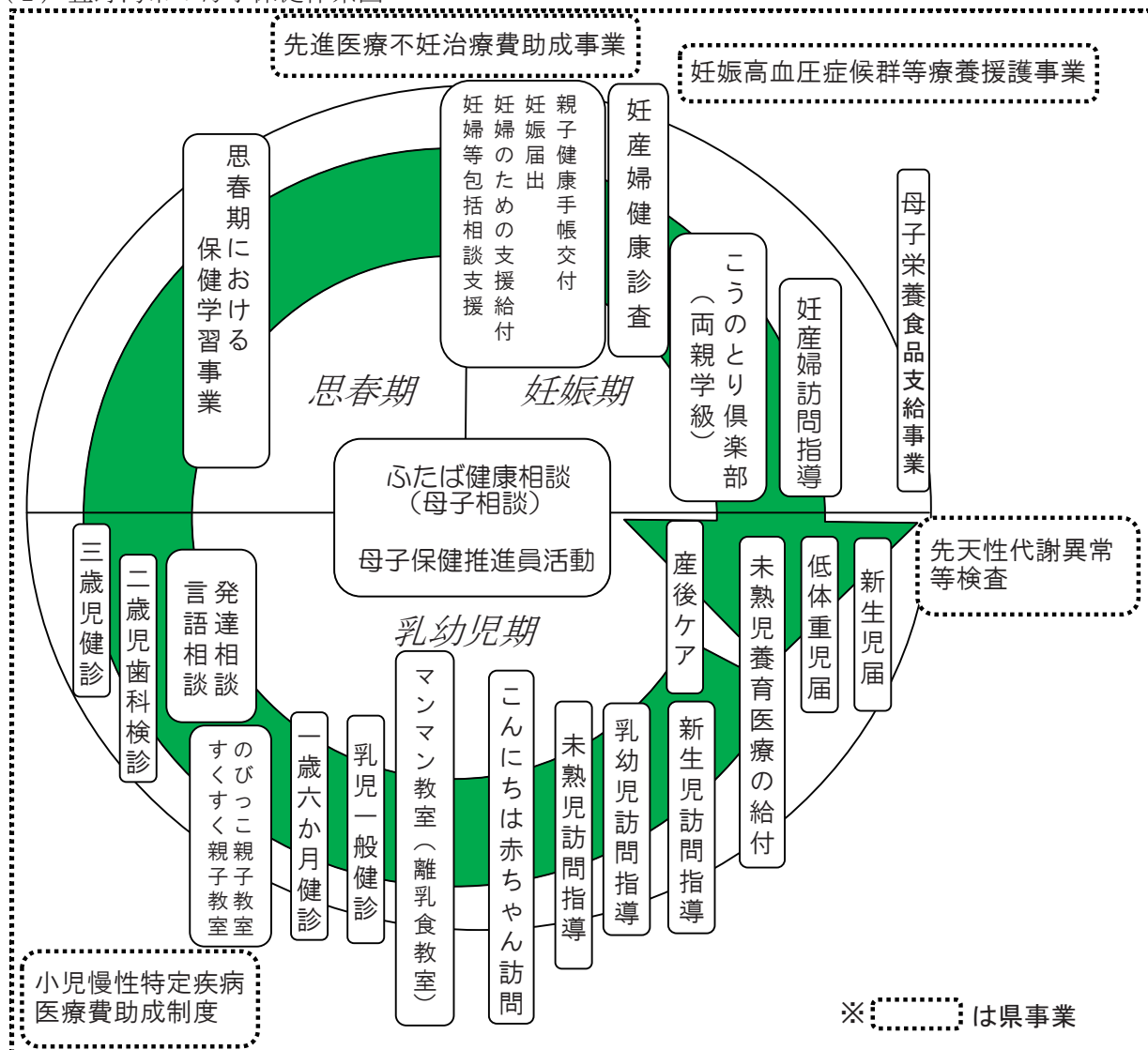
支援児童数（実人数）

	令和7年度
中学生	19
高校生（中退含む）	9
過卒	7
合計	35

5. 母子保健事業

本市は、母子保健法に基づき、母子の健康の保持増進、食育の推進、思春期保健対策の充実等、すべての親子がいきいきと安心して暮らせるよう数々の事業を展開しています。

(1) 宜野湾市の母子保健体系図



(2) 人口動態 資料：沖縄県衛生統計年報 令和8年5月発行

(各年末 単位：人・%・%)

		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		県	本市	県	本市	県	本市	県	本市	県	本市
出生	数	14,943	1,183	14,535	1,157	13,594	1,029	12,549	969	11,753	893
	率	10.3‰	12.1‰	10.0‰	11.7‰	9.4‰	10.4‰	8.7‰	9.9‰	8.2‰	9.1‰
乳児死亡	数	39	1	23	2	23	2	22	0	23	2
	率	2.6‰	0.8‰	1.6‰	1.7‰	1.7‰	1.9‰	1.8‰	0‰	2.0‰	2.2‰
新生児死亡	数	19	1	12	1	7	0	9	0	12	0
	率	1.3‰	0.8‰	0.8‰	0.9‰	0.5‰	0‰	0.7‰	0‰	1.0‰	0‰
周産期死亡	数	52	2	46	4	42	4	29	0	30	4
	率	3.5‰	1.7‰	3.2‰	3.4‰	3.1‰	3.9‰	2.3‰	0‰	2.5‰	4.5‰
死産	数	323	23	367	25	299	21	312	26	283	22
	率	21.2‰	19.1‰	24.6‰	21.2‰	21.5‰	20.0‰	24.3‰	26.1‰	23.5‰	24.0‰
低体重児 (2,500g未満)	数	1,628	122	1,615	138	1,535	107	1,518	117	1,363	118
	率	11.2%	10.5%	11.1%	11.9%	11.3%	10.4%	12.1%	12.1%	11.6%	13.2%

(3) 親子健康手帳（母子保健法第16条）・妊産婦健康診査（母子保健法第13条）状況

平成21年度から、沖縄県では、母子健康手帳の名称を親子健康手帳としています。妊娠の届出後、親子健康手帳の交付を受け、別冊の妊婦健康診査受診票で健診を公費で受けることができます。平成20年4月から公費負担による健診回数が2回から5回に拡充され、平成21年4月からは更に14回に増えました。検査項目も増え充実した内容になっています。また、令和3年度より産婦健康診査も公費で受けられるようになりました。

①親子健康手帳交付状況

	親子健康手帳の交付	総数	妊娠週数					出産後交付	再交付数	双胎以上の数(再掲)	外国人への交付
			満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週以上	不詳				
令和3年度	交付	1,116	996	108	6	2	0	4	5	15	13
	(再掲) 年齢別										
	19歳以下	24	19	3	2	0	0	0		0	0
令和4年度	35歳以上	264	232	32	0	0	0	0		4	1
	交付	1,043	928	102	7	2	0	4	11	14	17
	(再掲) 年齢別										
	19歳以下	20	13	6	1	0	0	0		0	1
令和5年度	35歳以上	305	276	27	1	1	0	0		5	5
	交付	956	784	152	9	1	0	10	13	12	24
	(再掲) 年齢別										
	19歳以下	17	7	9	1	0	0	0		0	0
令和6年度	35歳以上	257	218	35	4	0	0	0		7	6
	交付	890	760	122	5	3	0	0	18	12	22
	(再掲) 年齢別										
	19歳以下	18	17	1	0	0	0	0		0	0
令和7年度	35歳以上	245	211	32	1	1	0	0		2	3
	交付	940	810	121	6	3	0	0	6	12	17
	(再掲) 年齢別										
	19歳以下	22	19	3	0	0	0	0		0	0
	35歳以上	275	240	33	1	1	0	0		5	4

※再掲の35歳以上は、高年産婦の定義集計から県統計集計方法（単純に35歳以上）で集計しています。

②-1 妊婦健康診査等実施状況

(各年度末 単位：人)

		受診者数	異常なし	有所見者数	有所見者内訳(延数)					
					妊娠高血圧症	糖尿	糖負荷	貧血	尿所見有	その他
令和3年度	第1回目	1,127	763	364	2	13	4	57	246	70
	第2回目	1,070	790	280	0	7	6	44	191	62
	第3回目	1,099	508	591	0	81	25	379	126	103
	第4回目	1,070	468	602	0	26	21	414	139	143
	第5回目	1,060	504	556	5	9	7	340	105	235
令和4年度	第1回目	1,007	650	357	2	32	2	62	241	73
	第2回目	944	702	242	2	6	5	38	153	56
	第3回目	998	460	538	4	78	31	358	116	108
	第4回目	979	434	545	0	43	42	374	112	123
	第5回目	939	410	529	1	19	19	320	116	197
令和5年度	第1回目	929	620	309	2	40	8	48	222	51
	第2回目	920	664	256	1	9	9	41	162	56
	第3回目	951	423	528	4	91	22	360	92	98
	第4回目	950	421	529	1	48	42	368	92	131
	第5回目	928	419	509	3	23	23	278	113	220
令和6年度	第1回目	872	554	318	2	16	4	49	222	60
	第2回目	800	560	240	5	8	6	20	174	57
	第3回目	828	358	470	1	48	21	322	102	101
	第4回目	823	330	493	1	37	35	360	84	128
	第5回目	785	350	435	5	17	15	250	101	176
令和7年度	第1回目	913	569	344	4	31	11	58	244	55
	第2回目	860	617	243	1	10	9	26	178	47
	第3回目	876	414	462	2	68	25	308	84	90
	第4回目	863	425	438	4	33	31	301	88	116
	第5回目	829	425	404	6	17	15	248	84	157

②－２ 妊婦健康診査等実施状況

(単位：人)

		9-1回目	9-2回目	9-3回目	9-4回目	9-5回目	9-6回目	9-7回目	9-8回目	9-9回目	合計
令和３年度	受診者数	1,110	1,097	1,037	1,074	955	1,043	807	600	405	8,128
令和４年度	受診者数	970	986	920	1,005	858	944	741	551	359	7,334
令和５年度	受診者数	930	929	916	941	885	898	731	560	358	7,148
令和６年度	受診者数	868	826	835	798	767	769	647	478	308	6,296
令和７年度	受診者数	881	929	855	881	785	813	664	499	322	6,629

資料：国保連合会資料

※妊婦健診の９－１回～９－９回については当初、沖縄県妊婦健康診査支援基金事業補助金（補助率1/2以内）の平成21～22年度の２年間の補助事業とし、平成23年度、24年度にそれぞれ１年間、延長実施されました。平成25年度からは14回の健診すべてが一般財源化され、安定的に実施できるようになりました。

③産婦健康診査実施状況

宜野湾市産婦健康診査実施要綱
母子保健衛生費国庫補助金（国1/2）

(年度末 単位：人)

受診者数	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
１回目	1,019	974	932	845	857
２回目		839	908	818	815

資料：国保連合会資料（令和7年度より）

(4) 乳幼児健康診査の状況（母子保健法第12条、第13条）

①乳児一般健康診査の状況

乳児期の疾病等を早期に発見し、適切な措置を講じて、乳児の保健管理の向上を図ることを目的としています。生後3～5か月（前期）と9～11か月（後期）の1歳までに2回の健診を受けます。

（各年度末 単位：人・％）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数	2,343	2,169	1,962	1,854	1,725
受診者数	2,040	1,981	1,759	1,714	1,557
受診率	87.1%	91.3%	89.7%	92.4%	90.3%
有所見者数	510	531	459	467	326
有所見率	25.0%	26.8%	26.1%	27.2%	20.9%

②1歳6か月児健康診査の状況

幼児期初期で歩行や言語等の運動機能・精神発達・むし歯等の異常を早期に発見し適切な措置を講じることにより、幼児の保健管理の向上を図ることを目的として年間31回開催しています。

（各年度末 単位：人・％）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数	1,192	1,011	1,032	973	963
受診者数	1,004	949	921	915	900
受診率	84.2%	93.9%	89.2%	94.0%	93.5%
有所見者数	281	299	244	265	243
有所見率	28.0%	31.5%	26.5%	29.0%	27.0%

③3歳児健康診査の状況

発育状態・栄養状態及び精神発達等の検査、諸習癖の相談指導、予防接種実施の確認等、多角的な健診を行い、心身の異常を早期に発見し、適切な措置を講じ幼児の保健管理の向上を図ることを目的としています。年間30回開催しています。

（各年度末 単位：人・％）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数	1,216	1,083	953	1,031	1,047
受診者数	961	938	860	931	900
受診率	79.0%	86.6%	90.2%	90.3%	86.0%
有所見者数	182	217	230	345	275
有所見率	18.9%	23.1%	26.7%	37.1%	30.6%

④歯科検診

乳歯が生えそろう、むし歯の初発する時期に、歯磨きの仕方・おやつ・飲み物の与え方等子供のむし歯予防および衛生指導を行っています。市では1歳6か月児健康診査時、3歳児健康診査時、2歳児歯科検診時に希望者にはフッ素塗布を行い、乳児一般健診（後期）には歯みがきスタートも実施しています。

（ア）1歳6か月児健康診査（歯科）

（単位：人・％・本）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数	1,192	1,011	1,032	973	963
受診者数	1,003	948	921	915	900
受診率	84.1%	93.8%	89.2%	94.0%	93.5%
う蝕有病者数	19	7	15	4	11
（率）	1.9%	0.7%	1.6%	0.4%	1.2%
1人平均むし歯数	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0

※小児保健協会による集計データ

（イ）2歳児歯科検診

（単位：人・％・本）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数	859	1,311	1,109	1,090	924
受診者数	484	784	690	665	587
受診率	56.3%	59.8%	62.2%	61.0%	63.5%
う蝕有病者数	18	35	22	18	15
（率）	3.7%	4.5%	3.2%	2.7%	2.6%
1人平均むし歯数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

*検診データを集計

（ウ）3歳児健康診査（歯科）

（単位：人・％・本）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数	1,216	1,083	953	1,031	1,047
受診者数	958	938	860	931	900
受診率	78.8%	86.6%	90.2%	90.3%	86.0%
う蝕有病者数	162	105	108	91	108
（率）	16.9%	11.2%	12.6%	9.8%	12.0%
1人平均むし歯数	0.5	0.4	0.4	0.3	0.4

※小児保健協会による集計データ

（エ）令和7年度3歳児健診（歯科）受診者における2歳児歯科検診の受診状況

3歳児健診を受診した者のうち、過去に2歳児歯科検診を受診した者の方が、3歳児健診でのう蝕（むし歯）有病率及び1人平均むし歯数が低い結果となりました。

（単位：人・％・本）

		受診者数	う蝕（むし歯）有病者		1人平均むし歯数
			数	率	
3歳児健康診査受診者総数		900	108	12.0%	0.4
2歳児歯科検診受診 （上記3歳児健康診査を受診した者で、過去に2歳児歯科検診を受診した者と受診していない者を比較）	有	582	61	10.5%	0.1
	無	318	47	14.8%	0.5

(5) 発達相談実施状況

(各年度末 単位：回・人)

発達相談		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数		70	69	198	103	162
相談者	実人数	69	69	97	93	94
	延人数	70	69	198	103	162
相談のきっかけ	1歳半健診	17	12	6	8	6
	3歳児健診	11	17	23	24	19
	来所・電話	29	22	40	46	32
	保健事業より	8	16	19	10	26
	関係機関の紹介	1	2	9	5	11
	その他	3	0	0	0	0
相談結果	助言し終了	20	12	17	50	37
	経観後終了	0	1	0	2	3
	要経過観察	8	12	8	1	17
	のびっこ紹介	10	5	0	0	5
	すくすく紹介					5
	加配保育	0	3	9	3	0
	巡回相談	9	2	2	8	0
	教育員会	0	2	0	0	2
	医療機関紹介	4	7	1	2	1
	療育	16	20	48	24	19
	他機関（言語相談等）	2	5	3	3	5
	継続相談			9	0	0

言語相談	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	開催数	28	32	38	44	41
	実人数	18	21	28	37	35
	延人数	28	32	38	44	41

(6) 各種健康教室（母子保健法第3条、第9条、発達障害者支援法第5条）

保健上の問題に対する健康教育だけでなく、情報や悩み等を共有することで、お互いに支えあえる仲間づくりも目的にしています。

(各年度末 単位：人・%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
このとり 倶楽部 (両親学級)	対象者	450	359	396	368	390
	参加実人数	77	81	92	97	105
	参加率	17%	23%	23%	26%	27%
マンマン教室 (離乳食教室)	対象者	502	457	349	420	344
	参加世帯数	98	105	125	167	142
	参加率	20%	23%	36%	39.8%	41.3%
思春期講演会	実人数	811	742	751	832	787
のびっこ 親子教室	実人数	16	35	36	34	37
	延人数	21	56	66	56	53
すくすく 親子教室	実人数					11
	延人数					13
未熟児学級	対象者	0	0	185	196	171
	参加実人数	0	0	20	23	10
	参加率	0%	0%	11%	12%	5.6%

※令和6年度よりマンマン教室「参加実人数」は、「参加世帯数」の掲載に変更しました。

※令和7年12月より「すくすく親子教室（3歳児健診事後教室）」を新規に開始しました。

(7) 母子健康相談（ふたば健康相談室）（母子保健法第9条）

妊娠出産から子育て、思春期にいたるまでのさまざまな相談に保健師・助産師・栄養士が個別に対応することで育児不安などを解消することを目的とし、毎月第1・第3火曜日の午前中実施しています。

継続的に利用する方も多く、月齢や年齢に応じた心配や不安を解消する場となっています。

		(各年度末 単位：人)				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数		23	21	22	24	23
種別	妊婦	2	3	4	0	0
	産婦	37	30	39	42	40
	乳児	285	282	323	345	305
	幼児	50	68	61	54	50
	思春期	0	0	0	0	0
	その他	0	0	2	5	2
合計		374	383	429	441	397

(8) 妊産婦・新生児訪問指導事業(母子保健法第10条、第11条)

保健指導を受けることが必要、または訪問希望のある妊産婦・新生児に対して、不安を解消し、必要時には病院受診へとつなげることを目的としています。助産師等が訪問し、妊娠・出産等に関する育児支援を行っています。

		(各年度末 単位：人)									
		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
妊婦		0	0	1	1	2	2	1	1	3	3
産婦		317	322	262	266	284	286	297	303	283	291
新生児		202	205	150	153	186	187	204	205	150	156
乳児		117	119	114	115	101	102	98	99	132	134

※こどもの福祉と保健に関する状況報告より

(9) 未熟児養育医療給付事業(母子保健法第20条)

財源（国：1/2 県1/4）

出生時体重が2,000g以下または生活力が特に薄弱なため入院を必要とする未熟児に対して、指定医療機関における医療費を公費で負担する制度です。世帯の市民税に応じて一部自己負担金があります。

		(各年度末 単位：人・円)				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受診券交付人数		27	27	27	35	35
給付	人数	41	30	27	35	37
	金額	10,782,501	10,041,176	6,513,457	9,885,129	9,259,464

(10) こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

児童福祉法第21条の10の2 財源（国1/3・県1/3・市1/3）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児と保護者の心身の状況や養育環境の把握を行います。そして、子育てに関する助言や情報提供を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけることで、育児家庭の孤立化を防ぎ乳児の健全な育成環境の確保を目的に実施しています。

訪問等謝礼金支出状況

（各年度末 単位：円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合 計	777,200	708,800	658,000	577,600	576,400

※母子保健推進員謝礼金 ①訪問単価400円／件、②訪問アンケート回収単価400円／件

(11) 母子保健推進員設置状況

宜野湾市母子保健推進員設置要綱

母子保健推進員は、市長の委嘱を受け、乳幼児健診の受診勧奨や各種健診・教室等への協力、母子保健に関する啓蒙啓発のための活動等を行っています。

（各年度末 単位：人）

自治会	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 野嵩1区	2	2	2	2	2
2 野嵩2区	1	1	1	1	1
3 野嵩3区	1	1	1	1	1
4 普天間1区	1	1	1	1	1
5 普天間2区	0	0	0	0	1
6 普天間3区	1	1	1	1	1
7 新城区	1	1	1	1	1
8 喜友名区	1	1	1	1	1
9 伊佐区	1	0	0	0	0
10 大山区	2	2	2	2	1
11 真志喜区	2	2	1	1	1
12 宇地泊区	2	1	1	1	1
13 大謝名区	1	0	0	0	1
14 上大謝名	1	0	1	1	1
15 嘉数区	1	1	1	1	1
16 嘉数ハイツ	0	0	0	0	0
17 真栄原区	3	3	3	3	3
18 我如古区	2	2	2	1	2
19 宜野湾区	1	2	2	2	2
20 長田区	2	2	2	2	2
21 愛知区	1	1	2	2	2
22 中原区	2	2	2	2	2
合 計	29	26	27	26	28

(12) 産後ケア事業

宜野湾市産後ケア事業実施要綱

子ども・子育て支援交付金（国1/2、県1/4）

令和3年度より産後1年未満の母子等に対し、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう宿泊、デイサービス、訪問による産後ケアによる支援を実施しています。

産後ケア委託料支出状況

（各年度末 単位：円）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
契約施設数	8施設	9施設	6施設	6施設	8施設
決算額	1,117,000	3,328,380	9,815,400	25,439,300	29,128,600

(13) 宜野湾市相談支援及び親子支援ギフト事業

宜野湾市相談支援及び親子支援ギフト事業実施要綱

出産・子育て応援交付金（国2/3 県1/6 市1/6）

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできることを目的とし、令和5年4月1日より事業を開始しました。

親子支援ギフトとして下記のギフトを給付。

出産準備ギフト（給付対象者の妊娠1回につき5万円）

子育て応援ギフト（対象の子ども1人につき5万円）

※令和5年度は令和4年4月1日～事業開始前に出生届を出した産婦等及び妊娠届を出した妊婦（遡及対象者）についても支給対象となります。

※令和7年度から法律（子ども・子育て支援法）に基づく制度となり、本市では下記（14）妊婦のための支援給付事業として実施しています。

（各年度末 単位：人・円）

	令和4年度 (遡及対象)	令和5年度	令和6年度
出産準備ギフト申請者数	1,541	913	905
給付額	77,050,000	45,650,000	45,250,000
子育て応援ギフト申請者数	993	833	919
給付額	49,650,000	41,650,000	45,950,000

(14) 妊婦のための支援給付事業

子ども・子育て支援法

妊婦のための支援給付交付金（国10/10）

「妊婦のための支援給付金（妊娠50,000円、産後50,000円×子の人数）」を給付しています。すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう妊娠期から子育て期までの相談支援と経済的支援を一体的に実施します。

国の令和4年度補正予算から始まった「出産・子育て応援交付金事業」（本市では上記（13）宜野湾市相談支援及び親子支援ギフト事業）を、令和7年度から法律（子ども・子育て支援法）に基づく制度として実施するものです。

妊婦のための支援給付金 支給状況（単位：円）

年度	令和7年度
支給者数	1,913件
決算額	95,650,000

6. 現状と今後の展望

(1) ひとり親家庭支援について

ひとり親家庭において直面する問題は多岐にわたっております。保護者の負担を軽減していくとともに、ひとり親家庭のこどもが生まれ育った環境に左右されることなく夢や希望をもって成長していく事ができるよう応援する必要があります。これまでは「第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」に基づいた各種支援を実施しておりましたが、令和7年3月に「宜野湾市こども計画」を策定しました。これまで同様、ひとり親家庭の生活の安定や向上、自立を目指した取り組みを進めてまいります。

令和7年度から、ひとり親に対し、ひとり親世帯で育つこどもの生活の安定を図り、養育費の安定した確保を図ることを目的に養育費の取決めに係る公正証書等作成費補助事業が始まりました。ひとり親世帯のこどもの心身の健やかな育ちのため、各種支援制度により親自身の自立促進も図り経済的負担を軽減しながら、ひとり親世帯の生活支援に取り組んでまいります。

(2) 要保護児童対策について

「家庭」は子育てにおいて最も重要な単位ですが、家庭を構成する形態は「祖父母も含めた三世帯同居型」から「夫婦とこどもの核家族」へ変化してきました。さらに結婚や家庭に関する意識の変化から、未婚やステップファミリーなど家族形態は多様化しています。このような変化は、かつて親族や近隣から得られていた子育ての知識や経験が得られにくく子育てに不安を感じる「育児の孤立化」の要因にもなっています。

雇用という側面では、非正規雇用や収入が安定しない世帯が増加し経済格差の広がり、さらにここ数年は物価高騰により経済的困窮世帯は増加傾向にあります。経済的困窮で日々の生活に追われてしまうことは、保護者がこどもに対して気持ちの余裕をもって接することが難しくなってしまう、児童虐待の要因の一つとして挙げられます。

本市では平成19年度より要保護児童に関わる福祉事務所を軸に、児童相談所、警察、教育委員会、保育園等の様々な関係機関や団体との連携強化を図るための「宜野湾市要保護児童対策地域協議会（じのーんキッズ安心ネット）」を設置しています。この協議会では児童虐待防止や子育てに関する講演会等を開催し、市民への周知および関係機関職員の資質向上など、虐待の未然防止に重点を置き「地域全体で子育てを支える地域づくり」を進めています。

さらに令和4年の児童福祉法等の一部を改正する法律において「こども家庭センター」の設置が努力義務となり、本市は令和6年4月に設置となりました。これはすべての妊産婦、子育て世帯、児童に対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うものであり、乳幼児期から学齢期以降まで切れ目なく支援が継続することが期待されています。先の宜野湾市要保護児童対策地域協議会も含め、こども支援の中核としての体制および機能強化を図り、児童虐待死亡事例が起きないように取り組んで参ります。

(3) こどもの貧困対策について

平成27年度、沖縄県の「子どもの貧困実態調査」で県内のこどもの貧困率が29.9%と全国平均の約2倍であることが明らかになり、これを受け平成28年度から内閣府「沖縄こどもの貧困緊急対策事業」が開始され、県内市町村では支援員の配置や居場所の運営支援が展開されています。

本市では4中学校区に1名ずつ「こども支援員」を配置し、各校区の特徴やこども達の背景を鑑みながら、地域の自治会やボランティア団体と連携した居場所づくりに取り組んでいます。

また、各居場所のノウハウ共有やネットワーク形成、企業等からの寄附寄贈受け入れを促進する「居場所の連絡会」を開催し、居場所機能の強化を図っています。

さらに、福祉的な相談援助や学習、生活、食事、キャリア支援等を包括的に行う「拠点型こどもの居場所」を民間団体へ委託し、複雑な課題を抱えるこどもと家庭への支援を行っています。

経済的に厳しい家庭の青少年への支援としては、基礎学力向上や高校進学支援を目的とした「こどもの学習・生活支援事業」の実施の他、中学卒業後進路未決定の青少年を対象に自立に向けた個別支援を行う「出前こどもの居場所」を令和7年度より「宜野湾市学習・就労支援事業」として拡充し実施しています。

（４）母子保健の充実・強化

本市においては、「健康ぎのわん２１」や「宜野湾市こども計画」等に沿って母子保健事業を展開しており、乳幼児健診、両親学級、訪問指導、離乳食実習、母子保健相談、健診事後教室、発達及び言語相談、思春期保健学習を実施しています。

「子育て応援本ばけっと」を毎年発刊しておりましたが、令和４年度配布をもって終了し、令和５年９月より電子母子手帳アプリによる情報発信を開始しました。

また上記各種教室のテキスト本を保健師や栄養士の視点を踏まえ作成し、活用しています。今後も各教室に参加する方々へ子育て等に関する情報の場を提供し、得られた知識等が活かせるよう努めていきます。

健康診査事業においては、乳児一般健康診査（前期・後期）、一歳六か月児健康診査、二歳児歯科検診、三歳児健康診査、妊産婦健康診査の健康診査事業を実施しています。

国や県と比較すると受診率が低いため、受診率向上の取り組みとして、三歳児健康診査の再通知に加え、平成30年度から一歳六か月児健康診査でも再通知を開始しました。

妊婦健康診査においては、平成21年度より国の補助を得て、これまで公費負担５回だった健康診査回数が９回拡充され、14回公費での受診が可能となっています。さらに令和３年度より産婦健康診査１回分の公費助成を開始し、令和４年度には２回分に増やしました。

今後も安心して妊娠出産ができるよう努めてまいります。

平成25年度に、県からの権限移譲により未熟児養育医療給付事業も実施し、保健師による訪問等や未熟児学級の開催も行っています。

平成21年度より育児支援として、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施しております。

平成29年６月より、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制構築を目的に利用者支援事業（母子保健型）をスタートさせ、令和３年４月に「子育て世代包括支援センター」の設置、令和５年４月に、親子伴走型相談・経済的支援事業を開始しました。

その後、児童福祉法等の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法及び母子保健法に基づき、令和６年度より「こども家庭センター」を設置し、母子保健並びに児童福祉両機能の一体的な相談支援を実施しています。

令和７年度からは「妊婦のための支援給付事業」が制度化され、出産・子育ての経済的支援と包括的相談を一体的に実施しています。